

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和元年8月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1900019号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1900011号

第1 結論

請求者のA社における平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年10月から平成14年9月までの標準報酬月額については、20万円から30万円とする。

平成13年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年10月1日から平成14年10月1日まで

請求期間について、給与から標準報酬月額32万円に見合う厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録における標準報酬月額は20万円とされている。資料を提出するので、調査の上、可能な範囲で厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社の事業主から提出された請求者に係る「月別一覧表」及び事業主の回答・陳述により、請求者は、請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)より高い32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者は平成13年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、被保険者資格取得時に決定された標準報酬月額が記録される場所、事業主から提出された雇用契約書、「月別一覧表」及び事業主の回答・陳述並びに日本年金機構の回答から判断すると、請求者の被保険者資格取得時の報酬月額により決定される標準報酬月額については、30万円が妥当であると認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、被保険者資格取得時の報酬月額により決定される標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し誤った報酬月額で提出し、オンライン記録において確認できる標準報酬月額に基づく保険料を納付した旨陳述していることから、社会保険事務所は、請求者の平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。